

第7章

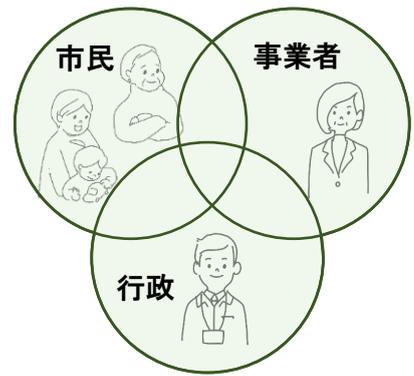
景観計画の実現に向けて

目次

1	市民・事業者・行政の協働による	
	景観づくりの取り組み	176
(1)	景観づくり市民活動の推進	176
(2)	事業者との協働による	
	景観づくり	178
(3)	公共事業による景観づくり	179
(4)	官民連携による景観づくり	180
(5)	その他の景観づくりの推進	181
2	計画の定期的な評価・検証	183

第7章 景観計画の実現に向けて

魅力ある景観づくりを実現するためには、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが欠かせません。市民・事業者・行政が協力し合い、連携を深めて景観づくりに努めることが、景観計画の実現につながります。



1 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組み

(1) 景観づくり市民活動の推進

地域の魅力を引き立てる景観づくりを実現するためには、市民一人ひとりが景観づくりの担い手となって、清掃活動や、植栽の維持管理など、普段の生活の中でできることを積み重ねていくことが大切です。景観づくりに関わる市民の積極的な活動を推進し、そうした活動を広げていくことを目指します。

○市民主体の景観づくり活動の支援

地域特性を活かした魅力あふれる景観づくりを進めるために、市民主体のさまざまな景観づくりに関する活動を積極的に支援します。

「町田市景観条例」に定める「生活風景宣言」や「地域景観資源」の登録などにつながる活動をはじめ、地域の魅力を高める市民主体の様々な景観づくりの活動を、「町田市住みよい街づくり条例」と連携して支援します。

<生活風景宣言とは>

身近な景観づくりの取り組みを積極的に推進することを目的に、市民が、隣同士や近所で協力して行う景観づくりの活動（生垣を揃えて維持すること、建築物等の色調を調和させること、清掃活動など）を宣言し、市長がその内容を「生活風景宣言」として登録する制度です。

<地域景観資源とは>

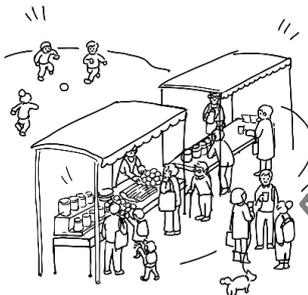
日頃身近に感じている魅力的な風景（建造物、樹木、里山、鎮守の杜、名勝地、湧水など）を守り、育てていくために、地域住民からの提案により「地域景観資源」として登録する制度です。

<景観づくりに関する市民活動の例>

上記の「生活風景宣言」や「地域景観資源」の登録につながる活動のほか、地域の資源を活かし、まちの魅力を高める活動を支援します。例えば以下のような取り組みが考えられます。

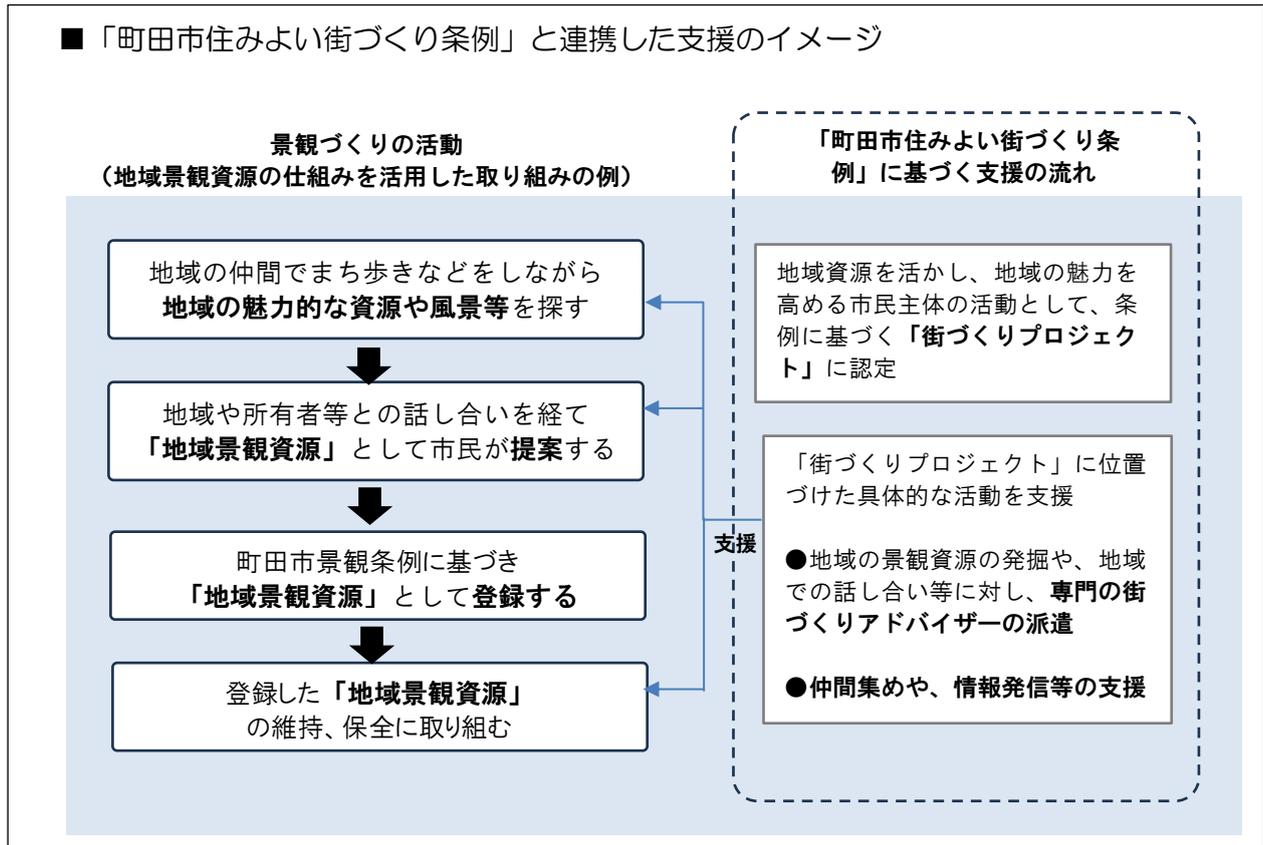


近所の池や公園などの公共空間を活用しながら、地域のみんなが憩える場所をつくる活動



まちのにぎわいづくりのために近所の空き地や広場で定期的にマルシェを開催する活動

■ 「町田市住みよい街づくり条例」と連携した支援のイメージ



○ 「景観づくり市民推進員」との協働による景観づくり

景観づくりの理念をより多くの市民と共有することにより、新たな景観づくりの活動や、新たな担い手の育成につなげることを目指します。この実現にあたり、「景観づくり市民推進員（以下、「市民推進員」という。）」制度により、市民と行政が協働して、景観づくりの普及・啓発の活動に取り組みます。

市民推進員と市が協力し、ワークショップや講座、イベント、景観賞などの景観づくりに関する取り組みの企画、立案、実施を行います。

【考えられる主な取り組み】

- ①景観賞の実施
- ②景観まち歩きの実施
- ③小・中学生に向けた景観学習の実施 など



(2) 事業者との協働による景観づくり

事業者による建築行為や開発行為などは、市の景観形成において重要な役割を果たします。そのため、各地域の特性に応じた景観づくりの考え方を事業者の皆様と共有し、計画づくりなどを進めていただくことが重要です。

これにより、地域特性や周辺の環境と調和した景観づくりを目指します。

○届出制度などによる景観づくり

一定規模以上の建築行為などについて、第4章の「届出制度による景観づくり」に示す、届出や事前協議が必要です。事前協議の際には、下記のガイドラインや、専門家による景観アドバイザー制度を活用し、地域の特性を活かした景観づくりを進めます。

さらに、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく「早期周知の街づくり」の手続きと連動し、事業者の皆様と早期に景観づくりの考え方を共有します。



【景観計画を補完し、景観づくりの指針となるガイドライン】

- ①「町田市景観色彩ガイドライン（2010年策定）」
市の景観を整えるための色彩の基本的な考え方を示す
- ②「町田市景観みちしるべ（景観づくりガイドライン）（2012年策定）」
建築物の建築等を行う際の基準について解説

○屋外広告物を含めた景観づくり

良好な景観を形成するためには、広告主、屋外広告業者、建築物の設計者、管理者と連携した取り組みが必要です。

市では、「町田市屋外広告物条例」や、「町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）（2018年策定）」に基づき、事前協議などを通じて、地域特性に応じて、周辺環境に適した屋外広告物の設置を推進します。

さらに、駅周辺等の拠点的市街地では、法人などが行う「エリアマネジメント広告」の活用を推進し、その運用に対する積極的な支援を行います。



エリアマネジメント広告の例

【参考：エリアマネジメント広告とは】

まちづくりの担い手が、公道上の屋外広告物を企業等に販売し、得られた広告収入をまちづくりの財源に充てる事業です。

(3) 公共事業による景観づくり

公共施設である道路や公園、学校などは、長い間その場にあり続けるため、まちのイメージを形成し、景観づくりに大きな影響を及ぼします。

そのため、市は「町田市公共事業景観形成指針（2013年策定）（以下、「指針」という。）」を定め、この指針に基づき、行政として、まち全体のブランディングに寄与する景観づくりに率先して取り組みます。

○町田市公共事業景観形成指針の運用

指針では、道路や橋梁、河川・水路、公園・緑地、公共建築物、公共サイン、駐車場・駐輪場をはじめ、景観に影響を及ぼす事業を対象にしています。施設の規模や景観への影響度に応じて、3つの協議フローに分類し、計画の構想から、設計、施工、維持管理までの段階ごとに、景観アドバイザーの意見を取り入れながら、地域景観への適切な配慮を行っています。

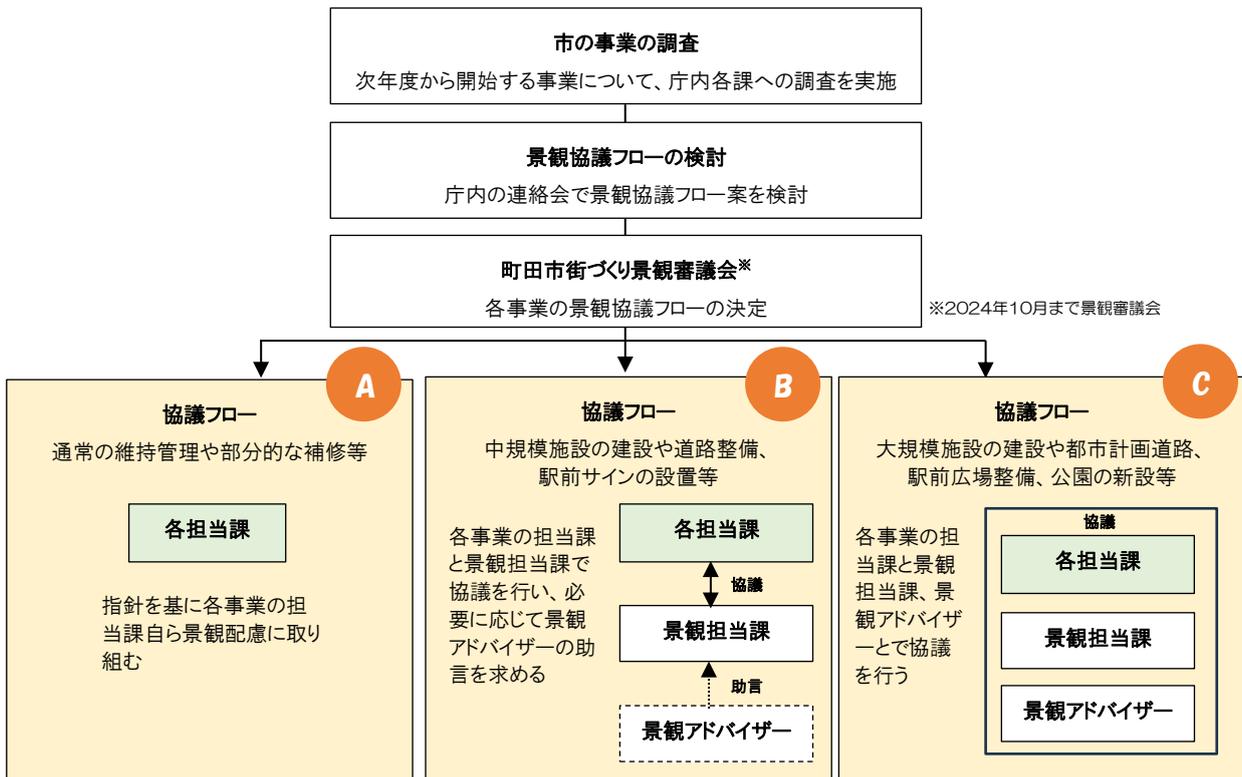
また、PFI事業（民間の資金や技術力を活用し、公共施設などの設計、建設、維持管理、運営などを行う公共事業の手法）についても、同様の運用を行います。

市は、指針の運用をより効率的に進めることで、市民に愛される施設整備を推進し、まちのブランディングに寄与することを目指します。



景観アドバイザーとの協議風景

■「市が行う事業」や「市有地内や市の補助金を受けて行われる事業」の協議フロー



○多摩都市モノレール沿線における景観づくりの推進

多摩都市モノレール町田方面延伸に伴う新駅や軌道の整備にあたっては、地域特性を踏まえた景観づくりが重要です。

その実現に向けて、効果的な施策を展開し、質の高い沿線環境の整備に努めます。



【検討する主な事項】

- ① 多摩都市モノレールの導入空間となる道路を「景観重要公共施設（景観重要道路）」として指定を検討
- ② 多摩都市モノレール駅周辺における「景観形成誘導地区」の指定の検討

（４）官民連携による景観づくり

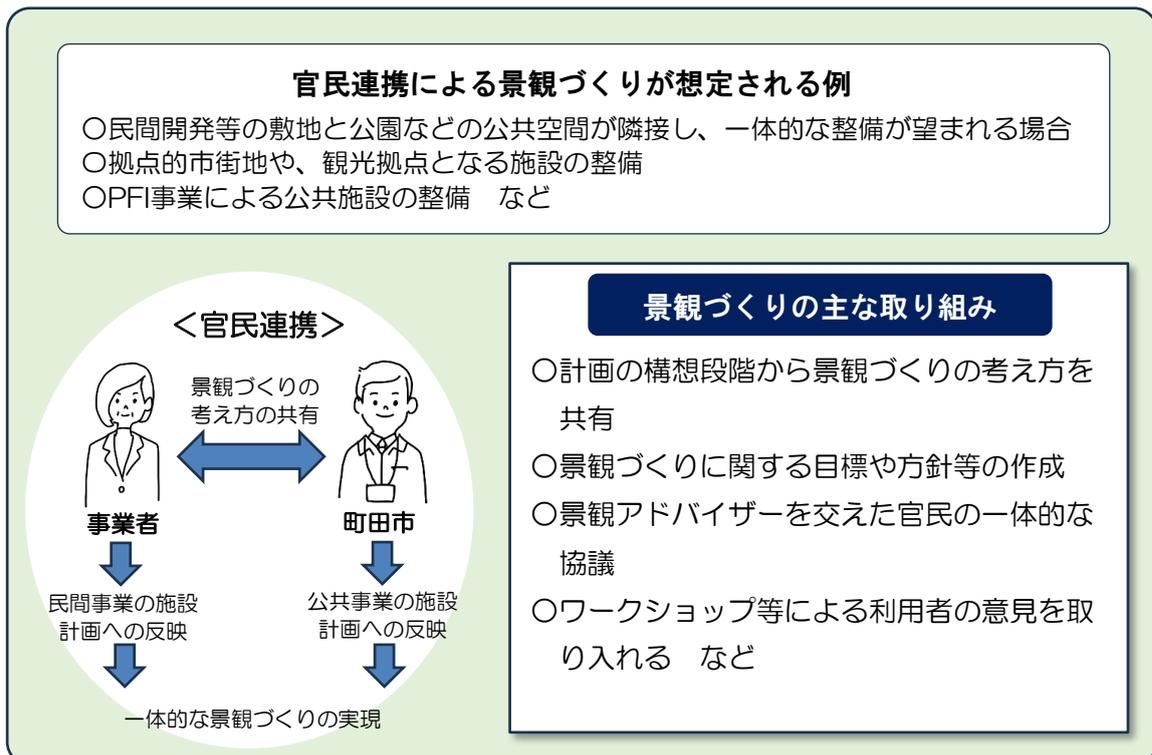
駅周辺や多くの人々が利用する施設の整備においては、個々の施設自体の魅力を向上させるだけでなく、周辺地区一帯の魅力も同時に高めることが期待されます。

その実現のためには、事業者の理解と協力を得ながら、官民が一体となって良好な景観づくりに取り組むことが重要です。

具体的には、施設整備に先立って事前協議を行うことや、景観アドバイザー制度を活用すること、景観づくりの考え方を早期に共有することなどにより官民連携に取り組みます。

こうした取り組みにより、公共と民間がそれぞれの力を最大限に活かし、地域全体の魅力を高める景観づくりを推進します。

■官民連携による景観づくりのイメージ



【参考：官民連携による取り組み事例】

「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」では、南町田駅および鶴間公園、民間商業施設の一体的な再整備に取り組む中で、事業者と行政の協働により、2017年4月に「南町田拠点創出まちづくりプロジェクトにおける景観形成の考え方ノート」を作成しました。

「みんなとつくる新しいパークライフ」を地区全体の景観コンセプトとし、官民一体で取り組んだシームレスなまちの構造と、質の高い空間整備が高く評価され、2020年度には都市景観大賞を受賞しました。

また、鶴川駅では、鶴川駅アイデアコンテストや市民ワークショップ「鶴川駅を考える会」などを経て、市民や事業者、行政の協働により、2021年3月に「鶴川駅周辺デザインノート」を作成し、現在、駅周辺の整備事業が進められています。

こうした取り組みをさらに広げて、より魅力的な景観づくりを目指します。



「南町田拠点創出まちづくりプロジェクトにおける景観形成の考え方ノート」



「鶴川駅周辺デザインノート」

(5) その他の景観づくりの推進

景観づくりの推進には、多くの市民の皆様と景観づくりの考え方を共有することが大切です。そのため、景観づくりの考え方や最新情報、具体的な取り組みについて伝える機会を設け、市民の皆様にも市の取り組みに参加して板田湖ことを目指します。

○市公式ホームページやSNSを活用した情報発信

市の景観づくりに関わる全ての方に向けて、市公式ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）などの活用を図り、景観に関する情報を随時発信していきます。

○景観づくり講演会やワークショップなどの実施

市民や事業者、行政が景観づくりへの関心を高め、景観づくりにより積極的に取り組む手掛かりとなるよう、景観づくりに関する講演会などを実施します。

【考えられる主な取り組み】

- ① 幅広い年齢層を対象にしたワークショップ
- ② 他市との協働による情報発信やイベント
- ③ 児童・学生に向けた勉強会、講演会 など



ワークショップの風景

○景観賞の実施

市民一人ひとりの景観に関する意識の向上や、事業者の積極的な景観づくりへの寄与など、良好な景観づくりの推進を目的として、景観賞を実施します。

景観賞の実施にあたっては、屋外広告物や景観づくり市民活動などのテーマを設けるなど、景観づくりに貢献する多様な取り組みを対象とします。



第1回町田市景観賞の実施にあたっては、「町田市景観づくり市民サポーター※¹」が主体となり、市と協働で取り組みました。

※1 2009年に策定した町田市景観計画に基づき、市民、事業者、行政の協働による景観づくりを進める一環として、ご協力いただける市民の方を「景観づくり市民サポーター」として募集・ボランティア登録し、専門家である「景観づくりコーディネーター」の助言等を受けながら、市民主体の景観の普及・啓発に取り組む活動。第1期（2011年度から2013年度）第2期（2014年度から2016年度）の6年間にわたり、景観賞の企画・実施、まち歩き、シンポジウムを開催するなど、景観づくりに関する様々な活動に取り組みました。

2 計画の定期的な評価・検証

景観計画の計画期間である2030年に向けて、本計画を運用し、その評価・検証を行います。

評価・検証は、第7章「1 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組み」に示す下記の項目について、その進捗状況や、成果、課題などを確認します。

■市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組み

評価・検証項目	取り組み概要
(1) 景観づくり市民活動の推進	
○市民主体の景観づくり活動の支援	市民主体の景観づくり活動の認定、支援
○「景観づくり市民推進員」との協働による景観づくり	推進員の登録、協働による景観づくりの実施
(2) 事業者との協働による景観づくり	
○届出制度などによる景観づくり	届出制度、景観アドバイザー制度の運用
○屋外広告物を含めた景観づくり	屋外広告物条例、屋外広告物ガイドラインの運用
(3) 公共事業による景観づくり	
○町田市公共事業景観形成指針の運用	公共事業景観形成指針の運用
○多摩都市モノレール沿線における景観づくりの推進	多摩都市モノレール延伸の進捗状況に応じた、景観づくりの検討
(4) 官民連携による景観づくり	官民連携による景観づくりの推進
(5) その他の景観づくりの推進	
○市公式ホームページやSNSを活用した情報発信	定期的な情報発信
○景観づくり講演会やワークショップなどの実施	講演会の定期的な実施
○景観賞の実施	景観賞の実施

■評価・検証のスケジュール

